

## 別表20 会社所定の要介護状態

対象となる要介護状態とは、次の (1)または(2)のいずれかに該当する状態をいいます。

(1) 機能障害により次の①および②のいずれにも該当する状態

- ① 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ表1に定める介助状態に該当すること
- ② 表2に定める項目について、全面的介助状態もしくは部分的介助状態に合計で2項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていること、または、部分的介助状態に合計で3項目以上該当すること

(2) 次の①および②のいずれにも該当する状態

- ① 器質性痴呆と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、表3に規定する問題行動が3項目以上みられる状態
- ② 表2に定める項目について、全面的介助状態もしくは部分的介助状態に合計で2項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていること、または、部分的介助状態に合計で3項目以上該当すること

表1

	介助状態
寝返り (身体の上にくた等をかけない状態で横たわったまま左右のどちらかに向きを変えること)	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等、何かにつかまらなければ、1人で寝返りができない状態または同程度以上の介助を必要とする状態。
歩行 (歩幅や速度は問わず立った状態から5m以上歩くこと)	杖や歩行器を使用したり、壁で手を支えたりしなければ歩行ができない状態または同程度以上の介助を必要とする状態。
(注) 上記について、時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回に見られる状況や日頃の状況に基づくものとします。	

表2

項目	全面的介助状態	部分的介助状態
1. 入浴	次のいずれかに該当する。 (1) 一般家庭浴槽に出入りする際に、介護者に抱えられたり、リフト等の機器を用いることが必要である。 (2) 洗身(浴室内でスポンジや手拭い等に石鹸等を付けて全身を洗うこと)を全て介護者が行っている。	次のいずれかに該当する。 (1) 一般家庭浴槽に出入りする際に、介護者が支えたり手を貸したりすることが必要である。 (2) 洗身の際に、介護者が石鹸等を付けて体の一部を洗ったりすることが必要である。
2. 排せつ	次のいずれかに該当する。 (1) オムツ等を使用している。 (2) 身体の汚れた部分を拭くことを含め、排せつにかかわる全ての介助を介護者が行っている。	次のいずれかに該当する。 (1) 排せつ後に自分では身体の汚れた部分の拭き取りができないか、できても不十分なため介護者が拭き取る等の援助を行っている。 (2) 排せつ時に介護者が紙の用意をしたり、便器のまわりを汚した場合に掃除を行う等の援助を行っている。
3. 食事の摂取	介助がなければ自分では全くできない状態。(経管栄養(胃瘻を含む)や中心静脈栄養等で準備を含めて一連の行為のすべてに介助を受けている場合を含む。)	食器・食物などを工夫しても、介助がなければ困難な状態。(食事の際に、小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨を取る等、食べやすくするための介助が必要な場合を含む。なお、経管栄養(胃瘻を含む)や中心静脈栄養等を行っているが、準備を含めて一連の行為をすべて自分で行っている場合は含まない。)
4. 清潔・整容	次のいずれかに該当する。 (1) 歯磨き等を自分では全くできない。 (2) 洗顔を自分では全くできない。 (3) 整髪を自分では全くできない。 (4) つめ切りを自分では全くできない。	次のいずれかに該当する。 (1) 歯磨き等を行う際に、介護者が歯ブラシやうがい用の水を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の介助が必要である。 (2) 洗顔を行う際に、介護者がタオルを用意する、蛇口をひねる、タオルで拭く等の介助が必要である。 (3) 整髪を行う際に、くしやブラシを用意する等の介助が必要である。 (4) つめ切りを行う際に、介護者がつめ切りを用意する、一部のつめは切る等の介助が必要である。

項目	全面的介助状態	部分的介助状態
5. 衣服の着脱	次のいずれかに該当する。 (1) 上衣の着脱を自分では全くできない。 (2) スボン、パンツ等の着脱を自分では全くできない。	次のいずれかに該当する。 (1) 上衣の着脱の一部は自分でできるが、介護者が常に上衣を持っている、麻痺側の腕のみ着せる等の介助が必要である。 (2) スボン、パンツ等の着脱の一部は自分で行っているが、最後に上まで上げるなど部分的に介助が必要である。
(注) 上記について、時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回に見られる状況や日頃の状況に基づくものとします。また、上記に規定する全面的介助状態および部分的介助状態には、運動機能の有無にかかわらず、器質性痴呆により該当する状態を含むものとします。		

表3

問題行動
ア. 実際には盗られてない物を盗られたという等、被害的になることがある。
イ. 作話をし周囲に言いふらすことがある。
ウ. 実際にはないものが見えたり、聞えることがある。
エ. 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
オ. 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
カ. 暴言や暴行のいずれかあるいは両方が現れることがある。
キ. 絶えず独言や同じ話をくり返したり、口や物を使って周囲に不快な音を立てる。
ク. 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。
ケ. 介護者の助言や介護に抵抗することがある。
コ. 目的もなく動き回ることがある。
サ. 自分がどこにいるか分からず、「家に帰る」等と言い落ち着きがなくなることがある。
シ. 外出すると病院、施設、家などに1人で戻れなくなることがある。
ス. 1人で外に出たがり目が離せないことがある。
セ. いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。
ソ. 火の始末や火元の管理ができないことがある。
タ. 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
チ. 弄便(尿)など排泄物を弄んだり、尿を撒き散らすことがある。
ツ. 食べられないものを口に入れることがある。
テ. ひどい物忘れがある。
(注) 上記に規定する問題行動がみられる状態とは、それぞれについて少なくとも1週間に1回以上の頻度でみられる状態をいいます。

## (備考)

## 1. 器質性痴呆

(1) 「器質性痴呆と診断確定されている」とは、次の①②のすべてに該当する「器質性痴呆」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) 前(1)の「器質性痴呆」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

## ① 「器質性痴呆」

「器質性痴呆」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290.0
初老期痴呆	290.1
老年痴呆、抑うつ型および妄想型	290.2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290.3
動脈硬化性痴呆	290.4
他に分類された状態における痴呆	294.1

昭和54年版以後の厚生省（平成13年1月6日以降は厚生労働省）大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

## ② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

## 2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といえます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）に分けられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁—意識の程度は動揺しやすい—に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

## 3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 時間の見当識障害：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。</li> <li>(2) 場所の見当識障害：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。</li> <li>(3) 人物の見当識障害：日頃接している周囲の人の認識ができない。</li> </ul> |
|---|

## 別表21 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

## 別表22 要介護2以上の状態

「要介護2以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。